

立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 13 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

校長の決定すべき事案を変更するため。

立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程

立川市立学校事案決定規程（平成13年立川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--------------------------------|-------------------|--|--|--------------------------------|-------------------|----------------------|--|
| 別表（第5条関係） | | | | 別表（第5条関係） | | | |
| 区分 | | 校長 | 副校長 | 区分 | | 校長 | 副校長 |
| 件名 | | | | 件名 | | | |
| 学校 教育の 管理に 関す ること。 | 教務に 関す ること。 | 1 学校の教育目標に 関すること。 | 1 防災に係る計画に 関すること。 | 学校 教育の 管理に 関す ること。 | 教務に 関す ること。 | 1 学校の教育目標に 関すること。 | 1 防災に係る計画に 関すること。 |
| | | 2 教育課程の編成に 関すること。 3 重要な行事の計画 に 関すること。 4 その他教務に係る 重要な計画及び方針 の決定に 関す ること。 | 2 教務に係る事項の 決定及び実施に 関す ること（重要な計画 及び方針の決定に 関 す る こ と を 除 く。）。) | | | | 2 教育課程の編成に 関すること。 3 重要な行事の計画 に 関すること。 4 その他教務に係る 重要な計画及び方針 の決定に 関す ること。 |
| | 学事に 関 | 1 児童・生徒の入 | 1 学事に係る事項の | | 学事に 関 | 1 児童・生徒の入 | 1 学事に係る事項の |

| | | | | | | | |
|--|------------------------|---|---|--|------------------------|---|---|
| | <p>するこ と。</p> | <p>学、在学、卒業その 他身分取扱いに關す ること。</p> <p>2 児童・生徒に係る 重要な調査並びに照 会に対する回答、重 要な証明及び報告に 關すること。</p> <p>3 その他学事に係る 重要な計画及び方針 の決定に關すること。</p> | <p>決定及び実施に關す ること（重要な計画 及び方針の決定に關 することを除 く。）。</p> <p>2 児童・生徒に係る 調査並びに軽易な照 会に対する回答、軽 易な証明及び報告に 關すること。</p> | | <p>するこ と。</p> | <p>学、在学、卒業その 他身分取扱いに關す ること。</p> <p>2 児童・生徒に係る 重要な調査並びに照 会に対する回答、重 要な証明及び報告に 關すること。</p> <p>3 その他学事に係る 重要な計画及び方針 の決定に關すること。</p> | <p>決定及び実施に關す ること（重要な計画 及び方針の決定に關 することを除 く。）。</p> <p>2 児童・生徒に係る 調査並びに軽易な照 会に対する回答、軽 易な証明及び報告に 關すること。</p> |
| | <p>図書館に 關すること。</p> | <p>1 図書館の重要な計 画及び方針の決定に 關すること。</p> | <p>1 図書館の利用計画 に關すること。</p> <p>2 図書を除籍に關す ること。</p> | | <p>図書館に 關すること。</p> | <p>1 図書館の重要な計 画及び方針の決定に 關すること。</p> | <p>1 図書館の利用計画 に關すること。</p> <p>2 図書を除籍に關す ること。</p> |
| | <p>給食に關 すること。</p> | <p>1 給食の重要な計画 に關すること。</p> | <p>1 給食の計画に關す ること（重要なもの を除く。）。</p> | | <p>給食に關 すること。</p> | <p>1 給食の重要な計画 に關すること。</p> <p>2 給食費の執行管理 及び決定に關するこ</p> | <p>1 給食の計画に關す ること（重要なもの を除く。）。</p> |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|--|-------------------------|----------------------|--|--|-------------------------|
| | 学校徴収金に関する こと。 | 1 学校徴収金に係る 計画の決定に関する こと。 2 学校徴収金に係る 予算及び徴収金額の 決定に関すること。 | 1 学校徴収金の執行 管理に関すること。 | | | <u>と。</u> | |
| …略… | | | | 学校徴収 金に関す ること。 | | 1 学校徴収金に係る 計画の決定に関する こと。 2 学校徴収金に係る 予算及び徴収金額の 決定に関すること。 | 1 学校徴収金の執行 管理に関すること。 |
| …略… | | | | …略… | | | |

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。